

令和3年度第3回

小金井市廃棄物減量等推進審議会

書面会議 開催結果

## 1 会議録の確認について

### 修正の有無

- 修正あり : 岡山委員、石原委員、  
 修正なし : 渡辺会長、大江副会長、石田委員、勝又委員、岸野委員、山田委員  
 黒須委員、齋藤委員、多田委員、堀越委員、林委員  
 当日欠席 : 土屋委員、波多野委員

委員名	頁	行	修正前	修正後
岡山委員	8	7	「確かに容器包装リサイクル協会は委託金でリサイクルしているので、」	「容器包装リサイクル協会は委託金でリサイクルしているので、」
	9	21	「固める」	「提供する」
	10	30	「一旦とじている。」	「一旦とじる。」
石原委員	8	9-11	「法案として変わっていくわけだから、具体的なことではなかったとしても、どうしていくかということ「はじめに」に入れておいたほうが良い。」	「プラスチックを取り扱う法が新しくなるのだから、処理計画の具体的な内容は無理としても、方針としてどうしていくかは「はじめに」に入れておいたほうが適切である。」

2 令和3年度一般廃棄物処理計画（答申案）について

今回送付した令和3年度一般廃棄物処理計画（答申案）について、ご意見・ご質問等

※回答欄に記載の頁は、ご意見等を踏まえて作成した最終案での頁となります。

委員名	送付案の頁	意見・質問等	回答
渡辺会長	11	<p>「事業者から排出されるごみは減少する傾向がみられます」とあるが、実績値では増えているので、その点に触れる必要があるのではないかと。そうでないとp.14で、減少が見込まれるはずだが増加している、という記述と一見矛盾してしまう。</p>	<p>P10「(1)廃棄物の量と種類」のご指摘箇所の記載内容に「広域支援を受けている間、民間処理施設に搬入されていた事業系一般廃棄物が、可燃ごみ処理施設の本格稼働により、小金井市に再び搬入されるようになったことから、全体で見ると事業系ごみは増加していますが、それぞれの」を追記し、P14との整合を図りました。</p>
渡辺会長	15	<p>食品ロス削減の推進下に「フードドライブの実施」があるが、確か以前の審議会でも岡山委員と私が主張したように、フードドライブによる食品ロス削減効果はほとんど期待できないです。消費ではなく安全性評価に関わらない賞味期限のかなり前のものでなければ受け付けられない(却って市民に賞味期限が過ぎたものは食べられないという意識を抱かせる逆効果にもなってしまふ)、フードドライブに食品を提供するためにわざわざ新規購入する例も少なくない、といった点が挙げられます。</p> <p>もちろん困窮者支援としてフードドライブは役に立っていますので、実施する意義はありますが、目的を取り違えてはいけないと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、フードドライブは困窮者支援としての側面が大きいものではありませんが、一方で、「処分するつもりでいたがフードドライブをやっているの持参した」というご意見もいただいておりますので、食品ロスの削減に全く効果がないわけではないと考えています。</p> <p>他者へお届けする以上、賞味期限間際や期限切れを受け付けることはできませんが、「賞味期限が過ぎたもの＝食べられないもの」という意識を持たれることがないように、消費期限・賞味期限について市民に啓発していきます。</p>

渡辺会長	16	6(3)商工会等連携「セブンイレブンと連携したペットボトル自動回収機設置の検討」これはどちらかという と、7(6)店頭回収に位置づけられるものではないで しょうか？	(株)セブン-イレブン・ジャパンとは、地域活性化包括連 携協定を締結しており、本協定に基づく事業所との大き な連携であると考えています。しかしながら、ご指摘の とおり、この取り組みにより店頭回収の推進に大きく寄 与していることから、「7(6)店頭回収の推進」にも記載し ました。
渡辺会長	18	3(7) 環境基金の有効活用 で、内容が・環境基金の有 効活用 等 ではなんだかなあ、と思います。具体案 があるなら挙げる、なければ環境基金の有効活用につ いての検討、くらいでしょうか。そのほうが現段階で 何が想定されているかわかるのではないかと。	環境基金は、条例に基づき積み立てられているものであ り、主にごみ処理施設の整備や環境保全事業等に活用し ています。そのため、主管課としての活用の裁量が少な いところですが、検討や決定がなされることもあること から、「等」を付け加えています。
渡辺会長	21	拠点回収：スペースもありますので、拠点回収を行っ ている場所の一覧も載せてはいかがでしょうか？	拠点回収場所は 30 箇所以上あり、また、店舗の自主回 収もあることから処理計画には記載はしておりません。 なお、くつ・かばん類については、現在中間処理場で回 収していますが、施設の整備に伴い、回収場所が変更に なる予定であること、変更後の回収場所が未定であるこ とから記載はしておりません。
渡辺会長	23	新施設稼働後の表は、稼働前の表と変わる部分の枠を 太くするなどして、どこが変わるのかわかりやすくし てはいかがでしょうか？	ご指摘のとおり修正しました。

渡辺会長	25	<p>事業系のプラスチックごみは、廃掃法上、すべて産業廃棄物に該当するのではないかとおもうのですが、事業系一般廃棄物に該当する事業系プラごみというのは存在するのでしょうか？</p>	<p>事業所から排出されるプラスチックごみは、ご指摘のとおり廃掃法上、産業廃棄物と位置づけられています。しかし、同法第 11 条第 2 項のなかに、あわせ産廃の規定があり、また、市条例及び規則の中で、市があわせ産廃を処理できること及び、1 日平均 10kg 未満又は臨時に 100kg 未満の量を排出する事業所は事業用指定収集袋を使用して排出することができるとしています。</p>
大江副会長		特になし	—
岡山委員		特になし	—
石田委員	5	<p>表 1-1(1)食品ロス削減の推進 「食品ロス量の把握のための組成分析の実施」とあります。単なる質問(変更を求めるものではありません)ですが、定期的な組成分析は重要ですが、食品ロスなのか、残飯なのかの区別が難しいように思うのですが。例えば、生ごみ≒食品ロスと考えているのでしょうか。あるいは、どの様な方法やルールで食品ロスと判断するのでしょうか。</p>	<p>組成分析調査の検査項目の見直しを行い、令和 3 年度からは、従前の「厨芥類」「生ごみ」のほか、「未利用食品」「未開封食品」「食べ(飲み)残し」を加えました。この新たに加えた 3 項目を、食品ロスとします。量も少なく、同一地区を継続して検査するものではありませんが、年 4 回実施しますので、一定の参考にはなると考えています。</p>

<p>石田委員</p>	<p>5</p>	<p>表 1-(3)マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進 「レジ袋使用量把握のための組成分析」とあります。単なる質問（変更を求めるものではありません）ですが、可燃ごみと不燃物の両方で組成分析を行うのでしょうか。<u>使用量≒廃棄量</u>ということが前提（使用したレジ袋はそのまま、廃棄されるという前提）ですね。ちょっと気になったのは、使用量と廃棄量には、そのまま再利用でストックしたり、不法に投棄したり、河川や海洋に拡散した分（マイクロ・プラスチックなどになる）等々による差異があるのではないかと思います。使用量自身はどうやって把握するのかという点です。</p>	<p>ご指摘の差異を把握することは困難であることから、「レジ袋を使用している≒レジ袋をもらっている≒マイバッグを使用していない」としています。可燃ごみの組成分析調査の検査項目の見直しを行い、令和3年度からは、従前の「ビニール・合成樹脂類」のほか、「レジ袋」を加えました。本来であれば、不燃ごみについても組成分析調査を実施し、可燃ごみへの混入量と合算すべきですが、不燃ごみの組成分析調査は実施していないことから、可燃ごみの組成分析調査で傾向を把握していこうと考えています。</p>
<p>石田委員</p>	<p>5</p>	<p>表 2-(2)リユース食器の有効活用 単なる確認（変更を求めるものではありません）ですが、<u>コロナ禍明け以後での対策を検討する</u>という取組ですね。コロナ禍が続いている中では、市民にとっては、食器の使い回しは、避けたがるのではないのでしょうか。消毒などの感染対策を徹底することで、貸し出し件数の増加を検討するということではですよね。コロナ禍ではイベントの開催は厳しいのではないかと思います。</p>	<p>小金井市におけるリユース食器の貸し出しでは、衛生保持のため、リユース食器を利用者が洗浄するなどして2回以上使用する（使いまわす）ことを禁止しています。そのため、コロナ禍においても令和2年度2件、3年度1件の利用実績があるものの、各種イベントの中止や縮小により、リユース食器はほぼ利用されていないのが現状です。今後コロナ禍以前のようにイベントが開催されるようになったとしても、全てが元通りになるとは考え難く、安心して利用していただくための方策や、どのような周知が利用率を上げるために効果的であるのかを検討していくものです。</p>

石田委員	6	<p>表 4-(5)施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化</p> <p>単なる提案です。取組の表現変更を求めるものではありませんが、実際の啓発では、単に項目とその説明だけではなく、活動の活性化を図るために、<u>実績値の推移や、市民からのコメントや意見・提案等も掲載する</u>というのは如何でしょうか。</p>	<p>本計画の中で、それぞれの取組の実績値の推移及び市民からのコメント等を掲載するのは、スペースの制限もあり難しいと思いますが、本計画以外での制度の周知の際には、ご意見を参考とさせていただきます。</p>
石田委員	7	<p>表 7-(1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進</p> <p>単なる質問（変更を求めるものではありません）ですが、「搬入物抜き打ち検査」とありますが、<u>どこに搬入されたものが対象</u>でしょうか。例えば、浅川に業者が持ち込んだものでしょうか。市の回収拠点でしょうか。又、事業者が、直接、自前で廃棄物処理業者に依頼している場合は含まれないですね。</p>	<p>浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に業者が搬入する事業系ごみを対象としており、搬入業者に対して実施しています。</p>
石田委員	11   12	<p>表</p> <p>感染対策ですが、排出時の取組は「<u>一般市民が注意すべきこと</u>」で、収集運搬時以降は、「<u>清掃作業</u>（など）が守るべきルールのように思われます。<u>「タイミング」の欄に、対象者も明記しては如何でしょうか。</u></p>	<p>それぞれの「タイミング」欄を二段書きにして、各下段に「(実施者)」「(排出者)」「(作業員)」の文言を加えました。</p>

石田委員	13	<p>(1)発生抑制を最優先とした3Rの推進  (下から4行目)「ごみや環境への関心が低い人や転入者の意識向上を図るとともに」とありますが、この表現ではも関心が低いように読み取れます。多くの転入者は、もとの市町村で、その地域でのルールを守っていたのではないのでしょうか。例えば、「ごみや環境への関心が低い人の意識向上と、転入者には漏れなく小金井市のごみの分別ルールの周知を図るとともに」等の表現は如何でしょうか。</p>	<p>「<u>ごみや環境への関心が低い人の意識向上と、転入者への小金井市の分別方法の周知を図るとともに</u>」に修正しました。</p>
石田委員	14	<p>上から3行目  単なる表現の提案ですが、「水切りの徹底が必要です。」とありますが、「水切りの徹底が最も効果的です。」としては如何でしょうか。</p>	<p>「<u>その中でも、生ごみは水分が多く含まれていますので、水切りの徹底が最も効果的です。</u>」に修正しました。</p>
石田委員	14	<p>上から14行目  「小金井市への搬入が再開したことによる」とありますが、意味が分かりにくいように感じます。例えば、「小金井市扱いでの搬入が再開したことによる」というような表現では如何でしょうか。</p>	<p>「<u>広域支援を受けている間、民間処理施設に搬入されていた事業系一般廃棄物が、可燃ごみ処理施設の本格稼働により、小金井市に再び搬入されるようになったことによる</u>」に修正しました。</p>
石田委員	18	<p>3.廃棄物処理を支える体制の確保  基本方針である<u>(2)安全・安心・安定的な適正処理の推進の節には、【重点】の項目がありません。</u>  例えば、「3.廃棄物処理を支える体制の確立」で<u>(4)清掃関連施設の整備と(5)災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備の2件はこれから先の取組なので、【重要】に該当しませんか。</u></p>	<p>基本方針の一翼である「安全・安心・安定的な適正処理の推進」は、行政が取り組まなければならない義務であり、すべてに注力すべきものであると考えていることから、あえて【重点】として区別することはしていません。</p>



石田委員	19	最後の行（欄外の※の補足文） 単なる表現上のことですが、「外側がプラスチックの場合も」となっていますが、例えば、「外側がプラスチックの場合 <u>であっても</u> 」としては如何でしょうか。	「外側がプラスチックの場合 <u>であるとしても</u> 」に修正しました。
石田委員	20	最後の枠内 単なる確認です。「●ごみ袋の空気を抜いて水切りをする」となっていますが、「●水を切ってから、ゴミ袋の空気を抜く」ではありませんか。順序、手順がちょっと気になりました。	●の内容を分けました。
石田委員	23	新施設稼働後の表 単なる確認ですが、粗大ごみ（不燃系）の最終処分に「鉄・アルミなどの金属を資源化」の項目がありませんが、抜けではありませんね。	新施設では破碎処理をしないため、項目はありません。
勝又委員		特になし	—
岸野委員		広報活動を十分してほしい。例えば、まち美化部会で月に一度清掃活動をしています。市報などで必ず載せていただきたい。	月1回の清掃活動は、市民を募り実施するものではないため、市報に掲載することは難しいですが、3部会の活動内容を掲載する際のまち美化部会の活動内容に記載します。
岸野委員		ごみゼロ化推進会議の三部会は、高齢者が多く、これ以上人が減ることが心配です。	引き続き町会・自治会等に働きかけをおこなっていきます。

岸野委員		市中でごみを発見したとき、報告をするためには電話をしたり、住所を伝えたりと時間がかかります。スマホ等で写真を撮影したら、そのままごみ対策課に届くようにしてほしいので、QRコード等の検討をしてほしい。	今後の参考とさせていただきます。
岸野委員		廃棄物会計の発表は、夏休み生ごみ投入リサイクル事業の実施に合わせ8月初旬にお願いします。	廃棄物会計は、ごみ対策課が把握している数値のみで算出することは難しいため、現状が最短となります。ご理解願います。
岸野委員		環境フェスタ又はSDGsを広報していくことは大事なことだと思う。	環境部全体で取り組むべきことだと考えておりますので、引き続き他課と協力して啓発に取り組んでいきます。
土屋委員		特になし	—
山田委員		特になし	—
黒須委員		特になし	—
齋藤委員		特になし	—
多田委員	15	1(1)「新たな施策の検討等」について、もう少し具体的に書けないか。食品ロス対象ごみ量の把握（組成調査等活用）のように書けないか。	コロナ禍において、ごみ量にも大きな変化がみられています。これまでと同様の取り組みでは、減量化は難しいと考えているため、新たな施策については今後検討していくものと考えています。

多田委員	15	4(1)「認知度調査方法等に確立」の後に「アプリケーション累計ダウンロード数の把握・積極的なダウンロードの呼びかけ」のような文言を追加できないか。	「アプリケーション累計ダウンロード数の把握」を追加しました。なお、呼びかけについては、取組に複合されるものと考えています。
多田委員	16	4(4)「ごみ・リサイクルカレンダー、転入者用ちらしの配布、ごみ分別アプリケーションのダウンロードの呼びかけ 等」のように文言を変更できないか。	ごみ分別アプリケーションのダウンロードは転入者ののみを対象としていないため、4(1)に複合されるものと考えています。
波多野委員		生ごみ処理機購入者へ向けたサポートを充実させたらどうか。	新たな取組に向けた参考とさせていただきます。
波多野委員		洗われていないプラ、飲み残しのあるペットボトルなどが <u>なぜ再生できないかの理由</u> をテレビでみてインパクトがありました。 動画：コンベアで手作業で分別、理由をやっていました。ただ「汚れているとリサイクルできません」では弱い。	新たな取組に向けた参考とさせていただきます。
波多野委員		コロナ禍で、弁当などのテイクアウトが増えました。プラスチックでない資材の利用呼びかけや、その協力店に対するステッカー配布などはどうでしょう。	新たな取組に向けた参考とさせていただきます。
波多野委員		小さな店では資材を揃えるのも大変なので、共同購入など少しでも安く購入できるサポートや照会ができると導入されやすいように思います。	新たな取組に向けた参考とさせていただきます。
堀越委員		特になし	—
石原委員		特になし	—

<p>林委員</p>	<p>1 「はじめに」の以下の部分  1 「循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設  2 周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めていくことが必要です。」  「次に、社会全体では、令和4年4月からプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、プラスチック資源循環促進法が施行されました。これにより、プラスチック廃棄物の排出抑制に加え、排出後の再資源化、再商品化を一層促進することが求められています。」  「一方で、令和元年末に新型コロナウイルス感染症の確認が発表されて以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急かつ重大な社会情勢の変化が続いています。新型コロナウイルス感染症は、世界的に感染が拡大し続けており、国内においてもたびたび緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がとられ、外出や経済活動の自粛等が求められました。感染対策として「新しい生活様式」※への移行を余儀なくされており、マスクの着用や家庭での食事が推奨され、その影響により家庭系ごみが増加しています。」  「こうした状況を踏まえながら、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組むことで、最大限のごみ減量を目指し、令和4年度一般廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。」</p>	<p>「<u>社会全体に目を向けると令和元年末に新型コロナウイルス感染症の確認が発表されて以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急かつ重大な社会情勢の変化が続いています。新型コロナウイルス感染症は、世界的に感染が拡大し続けており、国内においてもたびたび緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がとられ、外出や経済活動の自粛等が求められました。感染対策として「新しい生活様式」※への移行を余儀なくされており、マスクの着用や家庭での食事が推奨され、その影響により家庭系ごみ量が増加しています。</u></p> <p><u>また、令和4年4月からプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、プラスチック資源循環促進法が施行されました。これにより、プラスチック廃棄物の排出抑制に加え、排出後の再資源化、再商品化を一層促進することが求められています。</u></p> <p><u>このような環境の中で、循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めていくことが必要です。</u>  こうした状況を踏まえながら、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組み、最大限のごみ減量を目指すため、令和4年度一般廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。」に修正しました。</p>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上の文章のつながりが、接続詞（「次に」、「一方で」）を含めて分かりにくい。

以下のように文節を入れ替えたらどうか？

（ここまでの文章は、施設の運営状況、計画と周辺住民への感謝の言葉です。そのあと改行して1行スペース置いて、以下の文章にする。）

令和元年末に新型コロナウイルス感染症の確認が発表されて以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急かつ重大な社会情勢の変化が続いています。新型コロナウイルス感染症は、世界的に感染が拡大し続けており、国内においてもたびたび緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がとられ、外出や経済活動の自粛等が求められました。感染対策として「新しい生活様式」※への移行を余儀なくされており、マスクの着用や家庭での食事が推奨され、その影響により家庭系ごみ量が増加しています。

また、社会全体では、令和4年4月からプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、プラスチック資源循環促進法が施行されました。これにより、プラスチック廃棄物の排出抑制に加え、排出後の再資源化、再商品化を一層促進することが求められています。

このような環境の中で、循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を

		<p>少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めていくことが必要です。</p> <p>こうした状況を踏まえながら、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組み、最大限のごみ減量を目指す令和4年度一般廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。</p>	
林委員	13	<p>下から2行目</p> <p>「ごみ減量や分別に関心があり、既に取り組んでいる人に対しても、さらに減量化を進めることができるよう様々な支援を行わなければなりません。」とは、具体的に何を念頭におかれていますか？ もう少し具体的に記述してください。</p>	<p>コロナ禍において、在宅時間が増加したことに伴い、家庭内での消費量が増加していることから、これまでと同様の取り組みでは、減量化は難しいと考えます。</p> <p>したがって、既存の取り組みにプラスして別の要素を加えることにより減量化が図れるものと考えており、今後検討していくものと考えています。</p>
林委員	15	<p>3.資源循環システムの構築（リサイクル）</p> <p>（3）「・生ごみ投入リサイクル事業の支援と実施」は、会議でのコメントの主旨を反映していません。</p> <p>→ 「・生ごみ投入リサイクル事業の実施と自主的市民活動への協力・支援」</p>	<p>「・生ごみ投入リサイクル事業の実施及び自主的市民活動への支援」に修正しました。</p>
林委員	16	<p>6.地域における3Rの推進</p> <p>(1)「ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進」いただいた回答では、ごみゼロ化推進員はごみ相談員なので記載不要との趣旨の記載がありましたが、その認識が徹底されていないこと自体が問題なのです。「・ごみ相談員制度の活用（あるいは「のための周知徹底）」を追記してください。</p>	<p>「・ごみ相談員制度の活用の検討」を追記しました。</p>

3 報告 家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助金の見直しについて

今回送付した家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助金の見直しについて、ご意見・ご質問等

委員名	意見・質問等	回答
渡辺会長	市議会からも了承を得られたということで、妥当な変更なのかと思います。ただ、この変更をもって、以前ほどごみ減量努力をしなくてもよくなったのだと市民に誤解を与えないよう、ご配慮願います。	誤解を与えることのないよう周知に努めてまいります。
大江副会長	特になし	—
岡山委員	特になし	—
石田委員	特になし	—
勝又委員	以前多田委員が、電動の処理機について発言されておりましたが（「電力を使うことに対して疑問である。」という内容）、私も同意見です。 市としても、もっと積極的に堆肥化容器の使用を広めた方が良く考えます。（ダンボールやバッグ型なども増えてきております。）	今後の参考とさせていただきます。
岸野委員	故障した場合の取り扱いに注意をお願いします。 補助金については問題なし。	—
土屋委員	特になし	—

山田委員	<p>見直し内容は、妥当な金額、妥当な手続きだと市民として思いますし、市議会の採択も得られているので4月1日から新たな補助制度で行われるのは良かったと思います。</p> <p>ただこれをもっと「市民がごみの減量が進んでいるのでこうなった」と誤解されないような説明が必要ではないかと思います。</p>	誤解を与えることのないよう周知に努めてまいります。
黒須委員	<p>見直し案に賛成です。ただし、税金なので、SDGsの持続可能な地球環境への大きな影響のある生ごみ問題解決のためということを購入する人にしっかりと意識を持ってもらいたい。</p>	—
齋藤委員	特になし	—
多田委員	<p>できれば 手動攪拌式 18,000円 → 20,000円 堆肥化容器 5,000円 → 10,000円 くらいにして頂きたかったが、多くの委員が18,000円、5,000円で異議なしとするのであれば、後は正副会長に一任します。</p>	—
波多野委員	<p>購入費補助金見直しについては異議ありません。</p> <p>ただ、購入したのに使用しなくなっているケースが多いのはもったいないと思います。</p> <p>一旦ストップしてしまうと、なかなか再開できないので、過去の購入者に対しての、メンテナンスや使用方法のレクチャーの機会があっても良いと思います。</p>	今後の参考とさせていただきます。



堀越委員	適正だと思います。	—
石原委員	見直し内容に関しては了承いたします。が、再度、既存の市内「家庭用生ごみ減量化処理機器」の実態調査と、それに伴う施策、そして若い子育て世代への啓蒙普及を実践のほどお願いいたします。	今後の参考とさせていただきます。
林委員	<p>「審議会の各委員からのご意見を踏まえ、」 「小金井市議会建設環境委員会に提出し了承を得た」とありますが、はじめに提示された資料にあった見直し理由の記述が無くなって、市議会にどのような理由で見直しを行うと説明がなされたのか不明です。</p> <p>11/4の審議会の資料が、最終的にどう見直されたのかご教示ください。</p>	<p>令和3年度第1回小金井市廃棄物減量等推進審議会（令和3年11月4日開催）での各委員からのご意見等の中で、特に一部の文章について、ごみ減量をしなくてもよいかと誤解を招きかねない表記となっており、文章を改める必要性についてご指摘を受けたところです。その後検討した中で、引き続き本制度を周知していくことと、生ごみの資源化施策を今後も推進する等の説明を加えております。なお、補助率及び補助上限額の改定は、以前に本審議会において提出した資料と同内容となっております。詳しくは、下記（参考）をご覧ください。</p> <p>次に、事務手続きの簡素化と申請期限の改定について、本審議会にて説明した当時は、購入前の承認申請の廃止とともに様式の一部変更を行う旨を説明いたしました。</p> <p>その後、検討を行った結果が今回お送りしている内容となります。</p> <p>（参考）建設環境委員会での説明内容 本制度は、家庭から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ減量化処理機器を購入する者に対して補助</p>

		<p>金を交付することにより、ごみの減量化を推進し、併せて生活環境の保全を図ることを目的として、平成14年7月に制定しました。その後、平成19年度から燃やすごみの処理を多摩地域の各市及び一部事務組合に広域支援をお願いすることとなり、燃やすごみの更なる減量の必要性から、同年4月より補助上限額及び補助率を引き上げ、現在に至っております。</p> <p>しかしながら、令和2年4月から浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が本格稼働したことや、令和3年4月からはこれまでの経過を踏まえつつ、将来にわたり持続可能な3Rの更なる推進を目指すため、平成18年10月に発した「ごみ非常事態宣言」に変わる新たなスローガン「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』～ごみを出さないライフスタイルへ～」を設定したところです。</p> <p>したがって、市としましては、これらを見直しの契機ととらえ、次のとおり一部見直しを実施することとしました。なお、本制度につきましては引き続き広く市民へ周知し、制度の利用促進を図っていくとともに、使用状況の把握に努め、生ごみの有効利用を目的とした資源化施策を今後も推進してまいります。</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------